（環境再生課の設置期間の特例）

第十二条　第四十条第一項の環境再生課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十三条　第四十条第一項の仮置場対策課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十四条　第四十条第一項の放射能汚染廃棄物対策課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（減容化施設整備課の設置期間の特例）

第十五条　第四十条第一項の減容化施設整備課は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十六条　第四十六条第一項の中間貯蔵総括課は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調査設計課の設置期間の特例）

第十七条　第四十六条第一項の調査設計課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（工務課の設置期間の特例）

第十八条　第四十六条第一項の工務課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十九条　第四十六条第一項の輸送課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管理課の設置期間の特例）

第二十条　第四十六条第一項の管理課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第二十一条　第四十六条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地企画課の設置期間の特例）

第二十二条　第四十六条第一項の用地企画課は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地補償課の設置期間の特例）

第二十三条　第四十六条第一項の用地補償課は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生課の設置期間の特例）

第九条　第三十五条第一項の環境再生課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十条　第三十五条第一項の仮置場対策課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十一条　第三十五条第一項の放射能汚染廃棄物対策課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（減容化施設整備課の設置期間の特例）

第十二条　第三十五条第一項の減容化施設整備課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調整官の設置期間の特例）

第十三条　第三十五条第二項及び第四十一条第二項の調整官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする

（新設）

（調査設計課の設置期間の特例）

第十四条　第四十一条第一項の調査設計課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（工務課の設置期間の特例）

第十五条　第四十一条第一項の工務課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十六条　第四十一条第一項の輸送課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管理課の設置期間の特例）

第十七条　第四十一条第一項の管理課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（新設）